

「統制対象商品・サービス規定 その他の布告、省令、規則」

日本貿易振興機構(ジェトロ) バンコクセンター編

本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。

本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

日本語訳協力: Thai Keizai Publishing Co., Ltd.社

統制対象商品・サービス規定

その他の布告、省令、規則

●統制財・サービスを定める件についての財・サービス価格委員会布告

(前文省略)

第一項

本布告は官報告示日から一年間施行する。[注／官報施行日は二〇〇五年二月一日]

第二項

仏暦二五四七年三月九日付けの統制財・サービスを定める件についての財・サービス価格委員会布告を廃止する。

第三項

以下の財・サービスを統制財・サービスとする。

- (1) 液体石油ガス
- (2) 粳米、精米
- (3) コンパクトディスク、映像記録テープ、録音テープ
- (4) コンパクトディスク、映像記録テープ、録音テープの著作権侵害に使用される機械
- (5) 生徒学生の制服
- (6) 粉乳、生乳
- (7) 砂糖
- (8) 食用・非食用の植物性・動物性油脂
- (9) 燃料油
- (10) 肥料
- (11) 農薬
- (12) 医薬
- (13) 自動二輪車、乗用車、トラック
- (14) 飼料原料、飼料
- (15) 形状鋼、鋼板、棒鋼
- (16) 宝石
- (17) 著作権使用管理請負
- (18) 商業目的の著作権利用権の供与

仏暦二五四八年一月三十一日布告

● 仏暦二五四八年・仏暦二五三七年労災補償金法令に基づく使用者が支払う治療費を定める省令

(前文省略)

第一項

仏暦二五三七年補償金法令の内容に基づき制定された省令第二号(仏暦二五三九年)を廃止する。

第二項

被雇用者が負傷した、もしくは疾病となった時、使用者は三万五〇〇〇バーツを超えない範囲で必要に基づき治療費の実費を支払う。

第三項

第一項に基づき支払われた治療費では足りない場合、被雇用者の負傷・疾病が以下の様態にあるとき、使用者は五万バーツを超えない範囲で必要に基づき治療費の実費を支払う。

- (1) 複数の内部器官が重傷を負い、手術を受けなければならない。
- (2) 複数の骨が重傷を負い、手術を受けなければならない。
- (3) 頭部に重傷を負い、開頭手術を受けなければならない。
- (4) 脊椎骨、脊髄もしくは神経に重傷を負った。
- (5) 精密な外科手術法が必要な状態にある。
- (6) 火、熱湯、化学品もしくは電気ですべての全身の三〇%以上の皮膚に火傷を負った。
- (7) 労働省が布告規定したところに基づく重度及び慢性となるその他の負傷もしくは疾病となった。

第四項

以下の様態にある被雇用者の負傷もしくは疾病について、第三項に基づき支払われる治療費では足りない場合、使用者は必要に応じ実費の治療費を支払う。ここに第二項及び第三項に基づく治療費と合わせ二〇万バーツを超えないものとする。

- (1) 第三項の(1)から(6)までに基づく負傷もしくは疾病で二項目以上に罹っている。
- (2) 第三項の(1)から(6)までに基づく負傷もしくは疾病で酸素吸入器の使用が必要、もしくは二〇日以上重患病棟、もしくは火傷患者病棟で治療を受ける必要がある。
- (3) 脳もしくは脊髄の重度の負傷で連続して三〇日以上の治療が必要である。
- (4) 重度かつ慢性のその他の負傷もしくは疾病で重要器官が機能しなくなった。

第五項

第二項、第三項もしくは第四項に基づく治療費の支払いで、被雇用者が入院患者の場合、医療・看護上の人件費、もしくは部屋代及び食事代は以下の原則及びレートに従い支払う。

(1) 医療・看護上の人件費は第二項、第三項もしくは第四項に基づく最高支払い額の三〇%以内。

(2) 部屋代及び食事代に係る支払いは一日当たり七〇〇バーツ以下、かつ第二項、第三項もしくは第四項に基づく最高支払い額の二〇%以内。

第六項

本省令は被雇用者が本省令の施行日以降に負傷した、もしくは疾病の治療を開始したケースに適用する。

仏暦二五四八年一月三十一日布告

●仏暦二五四七年・査証及び労働許可証サービスセンター設置に係る総理府規則（第五版）＝ワ
ンストップサービスセンターの対象外国人規定

（前文省略）

第一項

本布告を「仏暦二五四七年・査証及び労働許可証サービスセンター設置に係る総理府規則（第五版）」と呼ぶ。

第二項

本規則は官報告示の翌日から施行する。〔官報告示日は仏暦二五四七年一二月九日〕

第三項

仏暦二五四五年・査証及び労働許可証サービスセンター設置に係る総理府規則（第四版）によって改定増補された仏暦二五四〇年・査証及び労働許可証サービスセンター設置に係る総理府規則の第四項における「申請人（プー・コオ）」の語句規定を廃止し、以下に置き換える。

「申請人（プー・コオ）」とは以下を意味する。

(1) 投資家、経営者もしくは熟練者である外国人、及びその扶養下にあり、家族の一員である父母、配偶者もしくは子。

(2) 国際貿易事業における外国企業の代表事務所、もしくは多国籍企業の地域事務所に駐在している外国人、及びその扶養下にあり、家族の一員である父母、配偶者もしくは子。

(3) 石油法、投資奨励法、及びタイ国工業団地公団法に基づく特権を受けた投資家、経営者、熟練者もしくは専門家である外国人、及びその配偶者もしくは被扶養者。

(4) 公的機関から許可を得た報道業務のために入国する外国人、及びその配偶者もしくは被扶養者。

(5) 科学・技術上の研究及び開発者である外国人、及びその扶養下にあり、家族の一員である父母、配偶者もしくは子。

(6) タイ国銀行から保証を受けた外国銀行支店、外国銀行のオフショア金融事務所、及び外国銀行の代表事務所の職員である外国人、及びその扶養下にあり、家族の一員である父母、配偶者もしくは子。

(7) 情報技術面の専門家である外国人、及びその扶養下にあり、家族の一員である父母、配偶者もしくは子。

(8) 地域統括事務所の統括者である外国人、及びその扶養下にあり、家族の一員である父母、配偶者もしくは子。

(9) 政府が外国政府となした拘束義務に基づく業務で入国する外国人、及びその扶養下にあり、家族の一員である父母、配偶者もしくは子。

(10) 内閣が官報で告示したところに基づく外国人。

仏暦二五四七年一二月三日布告

●通常業務時間外もしくは公休日のバンコク港湾区域からの輸入貨物または貨物コンテナ搬出の件についてのタイ国港湾公団告示

(前文省略)

1、以下の告示を廃止する。

1・1、公休日もしくは通常業務時間外のバンコク港湾区域からの輸入貨物搬出の件についての仏暦二五四五年一〇月一五日付けのタイ国港湾公団告示

1・2、公休日もしくは通常業務時間外のバンコク港湾区域からの輸入貨物搬出の件についての仏暦二五四五年一一月六日付けのタイ国港湾公団告示

2、公休日（メーデーを除く）もしくは通常業務時間外にバンコク港湾区域から輸入貨物もしくは貨物コンテナ（コンテナサービス埠頭のFCLコンテナを除く）を搬出したい荷主または代理人は、以下の手順をとる。

2・1、デリバリーオーダーもしくはその写し、あるいはバンコク港の保証書（ワーフレシート）もしくはその写し、用意されたスタンプを提出し、公休日もしくは通常業務時間外のバンコク港湾区域からの輸入貨物搬出サービス代金支払い意思を示す署名をなす。当該書類がない場合は、荷主もしくは代理人が用意された申請書に記入し、ワンストップサービス支払いセンター近くの財務部（ゴーン・クラン）の諸手数料の支払い窓口へ提出し、サービス代金を支払う。ある

いは支払いが間に合わない場合は、第三項に定めたレートに従い、第三～四レーン、東壁の貨物検査場付近の財務部財務・会計課の集金担当職員にサービス代金を支払う。

2・2、公休日もしくは通常業務時間外のバンコク港湾区域からの輸入貨物もしくは貨物コンテナ搬出許可の申請書を、本布告末尾の書式に基づく写し一部とともに、業務日の一五時三〇分までに貨物置場もしくは貨物倉庫において提出する。あるいは公休日における搬出許可申請の場合は、公休日前の一五時三〇分までに許可申請書を提出しなければならない。許可申請書に署名する者は荷主もしくは代理人でなければならない。

2・3、貨物置場もしくは貨物倉庫の主任（フアナー・パネーク）、あるいは任務代行人が許可の署名をした時、許可申請人は輸入貨物または貨物コンテナの搬出の際に許可申請書の写しを持参し、貨物置場もしくは貨物倉庫の貨物搬出員にこれを示す。

3、第二項に基づく輸入貨物もしくは貨物コンテナの引渡しサービス料金レートは以下のよう
に定める。

3・1、業務日

一六時三〇分～一八時 300 バーツ／荷受人／貨物置場もしくは貨物倉庫（以下同）

一九時～二四時 600 バーツ

一時～五時 600 バーツ

3・2、公休日

八時～一六時 600 バーツ

一六時～一八時 300 バーツ 一九時～二四時 600 バーツ

一時～五時 600 バーツ

二人以上の荷受人の貨物を積載した貨物コンテナで、バンコク港から同時に搬出したい場合、サービス料金は一人のみの課金とする。

4、公休日（メーデーを除く）もしくは通常業務時間外にバンコク港湾区域からコンテナサービス埠頭の輸入 FCL コンテナを搬出したい荷主または代理人は、業務日の一五時三〇分までにコンテナサービス埠頭において許可申請書を提出する。あるいは公休日における FCL 貨物コンテナ搬出許可申請の場合は、公休日前の一五時三〇分までに許可申請書を提出しなければならない。

ここに仏暦二五四七年十一月一九日より施行する。

仏暦二五四七年一〇月二七日布告 [官報告示日は仏暦二五四八年＝西暦二〇〇五年二月一日]